

津島市ごみ集積場の設置及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津島市循環システムの促進及び廃棄物の適正処理に関する条例（平成5年3月31日条例第5号。以下「条例」という。）、津島市循環システムの促進及び廃棄物の適正処理に関する規則（平成5年4月1日規則第17号。以下「規則」という。）及び津島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、ごみ収集作業の安全性を確保し、その効率化を図るとともに、市民の良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、ごみ集積場の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 家庭系廃棄物 一般廃棄物のうち、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 一般廃棄物のうち、事業活動によって生じた廃棄物をいう。
- (3) 粗大ごみ 家庭系廃棄物のうち、市指定ごみ袋に入れることができない大きさの廃棄物をいう。
- (4) ごみ集積場 基本計画に基づき、各家庭から排出される家庭系廃棄物を収集するための一時的な集積場所をいう。
- (5) 町内会 地域の自治会その他これに類する自治組織をいう。
- (6) 共同住宅等 共同住宅、集合住宅、寄宿舍、寮又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (7) 共同住宅等管理者 共同住宅等の所有者、共同住宅等の管理組合及び所有者もしくは管理組合との委託契約により共同住宅等の管理を行う者をいう。
- (8) 開発事業者 規則第15条に定める開発を行う事業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、効率的かつ安全に家庭系廃棄物の収集を実施しなければならない。

2 市は、ごみ集積場の清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、町内会、共同住宅等管理者と協力し、円滑な廃棄物収集を推進しなければならない。

3 市は、ごみ集積場の清潔保持のため、申請のあった町内会に対して年間2枚までカラス除けネットを貸与する。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が基本計画で定める分別方法に従い、ごみ集積場に家庭系廃棄物を排出しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物を排出する場合、居住する町内会若しくは共同住宅等管理

者が管理するごみ集積場に、午前8時30分までに排出しなければならない。

- 3 市民は、家庭系廃棄物の排出にあたり、市指定ごみ袋もしくは、市が用意する資源及び有害廃棄物の容器を使用しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、町内美化清掃、ボランティア清掃、ごみゼロ運動等により、道路、公園等の公共の場所を清掃して発生した家庭系廃棄物を排出する場合は、市指定ボランティア専用ごみ袋を使用しなければならない。
- 5 市民は、引っ越し、樹木剪定等、一時的に100Kgを超えて大量の家庭系廃棄物を排出する場合は、焼却施設への自己搬入を基本とする。ただし、この家庭系廃棄物を複数回に分けて排出する場合はこの限りではない。
- 6 市民は、粗大ごみを排出する場合、事前に粗大ごみ受付センターで収集予約をし、粗大ごみ証紙を添付のうえ、ごみ集積場もしくは居住する住宅の玄関前に排出しなければならない。
- 7 市民は、事業系廃棄物をごみ集積場に排出してはならない。
- 8 市民は、ごみ集積場の清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

(設置者)

第5条 ごみ集積場の設置者は、町内会、共同住宅等管理者及び開発事業者とする。

(設置等の事前協議)

第6条 ごみ集積場を設置、移動、分割、変更、休止又は廃止（以下、「設置等」という。）しようとする者は、あらかじめ下記の事項について、集積場所協議書（様式第1。以下「協議書」という。）を市に提出しなければならない。

- (1) 設置等の理由に関する事項
- (2) 設置等の場所に関する事項
- (3) 設置者に関する事項
- (4) 設置等に係る同意に関する事項
- (5) その他必要な事項

(設置等基準)

第7条 ごみ集積場を設置等する場合の基準は、次のとおりとする。ただし、設置等基準を満たしていても、収集作業において危険性があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) ごみ集積場1箇所当たり概ね10戸以上の収集を基本とする。
- (2) 共同住宅等にあつては、ごみ集積場1箇所当たりの最低戸数は6戸とする。
- (3) ごみ集積場の場所は、次の基準を満たすものであること。

ア ごみ集積場として利用する場所の隣接市民等、町内会の承諾があること。

イ ごみ収集車が通行できる道路に面しており、ガードレール、バス停、電柱等の障害物がないこと。ただし、行政界を越える道路に関しては、関係町内会の

承諾があること。

ウ 自動車、バス等の交通機関の通行に支障がないこと。

エ 歩行者等の通行に支障がないこと。

オ ごみ収集車の進入に伴い、歩行者等に危険がないこと。

(町内会による設置等)

第8条 町内会による設置等の場合は、第6条に基づく協議書を、当該ごみ集積場の収集開始等予定日の2週間前までに、町内会等代表者又は町内衛生担当者を通じて、市に提出しなければならない。

2 町内会は設置等について、収集開始等予定日までに、当該ごみ集積場を利用する市民に対して十分な周知を行わなければならない。

(共同住宅等の建設に係る事前協議)

第9条 共同住宅等を建設しようとする者は、条例第26条の規定に基づき家庭系廃棄物の適正処理のため以下の各号について、市長と事前協議しなければならない。

(1) 家庭系廃棄物の排出場所に関する事項

(2) 家庭系廃棄物の分別、保管、排出等に関する居住者への周知に関する事項

(3) 家庭系廃棄物の減量化、資源化に関する事項

(4) 資源化の対象となる家庭系廃棄物の共同保管場所に関する事項

2 共同住宅等を建設しようとする者は前項の事前協議のため、規則第13条に規定する事前協議書(規則様式第5。以下「事前協議書」という。)を提出しなければならない。

3 事前協議書に基づく協議の結果、建設する共同住宅等の戸数が6戸以上の場合は、原則としてごみ集積場を共同住宅等の敷地内に設置することとする。ただし、共同住宅等が建設される区域の町内会が、既存ごみ集積場の利用を承諾する場合はこの限りではない。

4 共同住宅等にごみ集積場を設置する場合は、第7条に規定する設置等基準に基づき設置するものとし、共同住宅等管理者は収集開始予定日の3週間前までに第6条に基づく協議書を提出しなければならない。

5 共同住宅等管理者は、以下の各号に定める事項を共同住宅等入居者に周知しなければならない。

(1) 家庭系廃棄物の排出場所に関すること。

(2) 家庭系廃棄物の分別に関すること。

(3) 家庭系廃棄物の収集日に関すること。

(4) 第4条に定める市民の責務に関すること。

(5) 設置等による収集開始等予定日に関すること。

(6) ごみ集積場の管理に関すること。

(開発事業者による事前協議)

第10条 規則第15条に定める開発事業を行う開発事業者は、当該開発事業計画の策定に当たり、開発事業完了後に当該区域から発生する廃棄物の適正処理について、市長と事前協議しなければならない。

2 開発事業完了後、当該区域が単独で町内会を組織し家庭系廃棄物が排出される場合は、開発事業者は第6条に基づく協議書を、収集開始予定日の3週間前までに提出しなければならない。

3 開発事業完了後、当該区域が既存の町内会に属する時は、開発事業者は町内会と既存のごみ集積場の利用又はごみ集積場の設置について協議しなければならない。

4 当該区域が、新たに町内会を組織しごみ集積場を設置する場合は、当該町内会の同意を得たうえで、第6条に基づく協議書を収集開始予定日の3週間前までに提出しなければならない。

5 開発事業者は、以下の各号に定める事項を当該区域の入居者に周知しなければならない。

- (1) 家庭系廃棄物の排出場所に関すること。
- (2) 設置による収集開始予定日に関すること。
- (3) ごみ集積場の管理に関すること。

6 第2項及び第4項に基づき設置されたごみ集積場は、設置後速やかに開発事業者から町内会にその維持管理を引き継ぐものとする。

(調査等)

第11条 第8条、第9条及び第10条の規定による協議書の提出があった場合は、市は必要な調査を行うとともに、当該ごみ集積場が第7条に規定する基準に合致しないと認めるときは、必要な措置をとるよう指導するものとする。

(維持管理等)

第12条 ごみ集積場の維持管理は、町内会、共同住宅等管理者が行うものとする。

2 町内会、共同住宅等管理者は必要に応じて管理責任者を置き、ごみ集積場の管理当番を決める等ごみ集積場の清潔保持に努めなければならない。

3 ごみ集積場を利用する者は使用者の責務として、当該ごみ集積場の清潔保持について、町内会等加入の有無にかかわらず協力しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積場の設置に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の第 5 条から第 11 条の規定は、施行日以後に設置等の協議書の提出があったごみ集積場に係る基準として適用し、施行日前に設置等の協議書が提出された既存のごみ集積場については、従前どおりとする。

集積場所協議書

区 分	設置	移動	分割	変更	休止	廃止
理 由						
受 付 日	年 月 日					
場 所	津島市					
利用戸数	戸					
収 集 日	開 始 日	年 月 日				
	停 止 日	年 月 日				
集積場所 詳細	住宅地図番号					
	集積場所名					
	種 類	全種類 可燃 ペット 不燃 プラ 資源 有害				
	委託業者名					
	収集経路順番					
設 置 者	町 内 会		共同住宅等管理者		開発事業者	
設置者代表	町名（設置者名）					
	氏 名					
	電 話 番 号					
町内会住民 の同意	同意有			同意無		
特記事項						
変 更 前	住 所					
	集積場所名					
	住宅地図番号					
	種 類					
	委託業者名					